

## 見積書記載にあたっての注意事項

- 1 代理人をもって見積合わせに参加（見積書を提出）する場合は、見積者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。  
ただし、この場合、代理人の選任に係る委任状の提出が必要となります。
- 2 復代理人をもって見積合わせに参加（見積書を提出）する場合は、見積者本人、代理人及び復代理人の住所・氏名を明記し、押印は復代理人のみとすること。  
ただし、この場合、代理人及び復代理人の選任に係る委任状の提出が必要となります。
- 3 見積金額は、算用数字で記載すること。
- 4 見積金額の頭に必ず「¥」又は「金」を記入すること。
- 5 見積金額に円未満の端数がある場合は、小数第2位まで記載すること。  
例) 4.5→4.50円
- 6 この見積書の様式は例示でありますので、この様式によらない見積書であっても、要件が具備されていれば有効であること。
- 7 見積書等の提出は、誤りや押印漏等の無いよう確認のうえ「封書」にて提出してください。
- 8 再度の見積合わせより決定する場合がありますので、「見積書」の予備、封筒の予備及び印鑑を持参願います。
- 9 このほか、無効入札となる場合もありますので、見積心得等を十分ご確認のうえ、参加（見積書を提出）願います。